

# PSKスイミングスクール会員の規約

## (名称)

第1条 本スクールは、ピュアスポーツ柏原スイミングスクール（略称PSKスイミングスクール）と称する。

## (位置)

第2条 本スクールは、兵庫県丹波市柏原町大新屋 449 番地に置く。

## (目的)

第3条 本スクールは、教育的配慮のもとに専任コーチ制による一貫した水泳指導を行い水泳に対する正しい理解と関心を深め、併せてスポーツマン精神を通し健全な心身を育成し、スポーツの振興を図ることを目的とする。

## (入会資格)

第4条 本スクールに入会出来る者は、各コース別に定められた資格に該当し、本スクールの目的、趣旨に賛同した者とする。

## (授業日時)

第5条 会員は、各コースに定められた曜日、時間の中で指導を受けることが出来る。

## (授業内容)

第6条 本スクールは、各コースに応じた指導内容を定め、その内容についてはコーチ会の協議により決定する。

## (指定用品購入)

第7条 会員は、入会時に、本スクールが定めた指定用品を購入し、指定水着を着用しスイミングスクール授業を受講するものとする。

## (入会手続)

第8条 入会希望者は、下記の書類に必要事項を記入し、入会金、月会費を添えて提出する。

1. 入会申込書（誓約書、保護者承諾書）
2. 写真1枚（入会申込書用）
3. 健康申告書
4. 指定用品申込書

### (入会金・月会費)

第9条 会員は入会金及び別に定めるコース別月会費を納入しなければならない。

### (入会金・月会費の納入)

第10条 入会金及び初回の月会費は、入会申込と同時に納入する。以後の月会費は、本スクールの定めた金融機関の自動振替により毎月 27 日に翌月分を納入する。尚、月会費の納入が 3 ヶ月以上連続して納入なき場合は、会員としての資格を失うものとする。

### (休会)

第11条 本スクールが定めるカレンダーにて、1 ヶ月単位でスイミングスクール授業を休む場合、以下の手続きにて月会費の一部を免除する。

1. 毎月 20 日（休館日の場合は翌日）までに所定の用紙に必要事項を記入し、本スクール受付まで届ける。
2. 在籍料として本スクールが定めた休会費を納入する。

※ 翌月分の月会費を既に納入されている場合、翌月分の月会費より休会費を差し引いた金額を会員に返却する。

### (退会)

第12条 退会をしようとする者は、毎月 20 日（休館日の場合は翌日）までに所定の用紙に必要事項を記入し、本スクール受付まで届ける。

1. 翌月分の月会費を既に納入されている場合は、翌月分の月会費を会員に返金する。

### (休業)

第13条 本スクールは、以下の事情により休業することがある。

1. 会場整備、その他やむをえない理由が発生した場合※事前に予測される場合は掲示物等で連絡します。
2. 気象状況により警報等発令など、来館に支障を来たす恐れがあると本クラブが認めた場合。
3. その他、施設整備の都合によりスイミングスクールの授業に支障をきたす恐れがある場合。※事前に予測される場合は掲示物等で連絡します。

### (会員モラル)

第14条 会員は、下記の事項を厳守しなければならない。

1. 施設内では、施設スタッフの指示にしたがい、ルールを守ること。
2. 秩序を守り本スクールの、目的に添うよう努力すること。
3. チームワークを守り全員協力して楽しく真面目なスポーツマンらしい行動をとること。
4. 公式記録会には、PSKスイミングスクールの所属で出場すること。

### (除名)

第15条 会員が下記の事項に該当する場合、指導者会議により、施設管理者の名において除名する場合がある。

1. 第10条に定めた、月会費、休会費の未納金が発生した場合。
2. 第14条にいちじるしく違反した場合。
3. 本スクールに、ふさわしくない行為のある者。
4. 本スクールの名誉を傷つけ、または、秩序を乱した場合。

### (保証、管理責任)

第16条 施設内において、定められた授業時間内、及び、本スクールが企画した行事において、本スクールの責任と認められる事故が発生した場合、本スクールの加入する傷害保険内での補償するものとする。また、施設内において、会員規則、スタッフの指示に従わないで発生した事故、盗難、及び、施設駐車場など敷地内で発生した事故、盗難、傷害については、一切責任を負わないものとする。

### (会員責任)

第17条 以下の事項について、会員の責任において、それを行う事とする。

1. 入会申込書に記載された事項に、変更が発生した場合、会員は速やかに、その旨を届けなければならない。
2. 故意、または、重大な過失において、施設、備品等の破損、スタッフ、及び、第三者に傷害を負わせた場合、会員、会員の保護者は、原状回復にかかる費用、治療費、慰謝料等の補償するものとする。
3. 会員は、自己の責任においてメディカルチェックを行うものとする。また、入会時提出の、健康申告書に変更事項が発生した場合、伝染性疾患に感染した場合、運動を禁じられる病気にかかった場合、速やかに本スクールに届け、適切な処置をとらなければならない。※スタッフが会員の健康状態の異常を発見した場合、必要に応じて会員に対して、受講中止、休会、退会を勧告する場合がある。

### (会員登録の期限)

第18条 本スクールは、1年に1度(4月)会員登録情報の更新をしなければならない。本スクールより配信する「れんらくアプリ」より行う。会員資格は退会意思表示(退会届)がなされるまで継続するものとする。

### (規約の変更)

第19条 本規約は本スクールの諸事情により変更する場合がある。

### (発行)

第20条 本規約は、平成3年3月31日より発効する。  
本規約は、平成6年3月31日より改訂発行する。  
本規約は、平成24年3月31日より改訂発行する。  
本規約は、平成31年3月31日より改訂発行する。  
本規約は、令和3年3月31日より改訂発行する。

## スイミングスクール各種手続きについて

### ① クラス変更について

クラス変更を希望される場合、受付にあります所定の用紙に必要事項を記入して頂き毎月 20 日までにお申し出下さい。(尚、各クラスには、定員がございますのでご希望クラスへの変更が遅れる場合もございますのでご了承下さい。)

### ② 休会について

月組単位で欠席される場合、休会届けに必要事項をご記入のうえ毎月 20 日までにお申し出下さい。尚、休会費(別紙参照)が必要です。手続き無き場合は、受講とみなし月会費をご請求致しますのでご注意下さい。※規約をご参照ください。

### ③ 退会について

退会される場合は、退会届にご記入の上毎月 20 日までにお申し出下さい。尚、手続き無き場合は、月会費をご請求致します。※規約をご参照ください。

### ④ 振替授業について

1. 振替授業とは、正規授業に出席出来ない場合正規授業にかわり、他の曜日のクラスに出席していただけるシステムです。理由に関わらず振替授業を受講していただけます。
2. 申込み方法につきましては、「れんらくアプリ」で行ってください。欠席連絡を行うことで振替権利が発生します。  
※練習日からテスト週への振替はできません。  
※休会月でも前月受講分の振替受講は可能です。
3. 子どもコースにおける振替につきましては、各コース内で定められたコースへの振替に限定させていただきます。
4. 振替授業につきましては、当スクール発行の「PSKスクールカレンダー」に基づく当月組及び次月組でご利用ください。※当スクール・施設の都合により振替を認めた場合を除きます。

## 子どもコース進級テストについて

- 進級テストは、PSKスイミングスクール泳力基準に基づき、子どもコースを対象に行います。
- 進級テストは、週1回・2回コース共にスクールカレンダーの定める日程において練習日の授業中に行います。
- テストを欠席される場合は、テスト週で振替ください。  
ただしテスト週に欠席しても7回目までの状況で進級することがあります。
- 進級テストは、あくまで練習成果を試す機会ですので、結果については次回からの練習の参考にしてください。
- 合格者につきましては、受付にて進級ワッペン等を購入してください。
- 2か月に1度練習状況、テスト結果を連絡帳にてお知らせいたします。ご覧なられました際は速やかにご返却ください。

## 水着について

中学校に進学されたお子様については指定水着外の水着が利用できるようになります。ただし、競泳を目的とした水着に限ります。

体型等が気になる場合は、水着を2枚重ねてご利用頂いても構いません。ただし、Mサイズ以下のお子様については、必ず指定水着が見えるように着用して下さい。